

新 旧 対 照 表

新		
桑名都市計画区域区分の変更（三重県決定）		
都市計画区域区分を次のように変更する。		
1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」		
2. 人口フレーム		
年次 区分	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	178千人	171千人
市街化区域内人口	142千人	136千人
配分する人口	—	136千人
保留する人口	—	—
(特定保留)	—	—
(一般保留)	—	—
旧		
桑名都市計画区域区分の変更（三重県決定）		
都市計画区域区分を次のように変更する。		
1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」		
2. 人口フレーム		
年次 区分	平成22年 (基準年)	令和2年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	181千人	178千人
市街化区域内人口	145千人	142千人
配分する人口	—	141千人
保留する人口	—	1千人
(特定保留)	—	—
(一般保留)	—	1千人

※人口フレームの変更について

今回の区域区分の変更においては、非住居系（工業系）での市街化区域編入であることから、本来、計画書の人口フレームについては変更が生じないものであるが、令和3年2月26日に変更を行った都市計画区域マスタープランへの整合を図るため、人口フレームの変更を行うものである。

（経緯） 令和3年2月26日に「桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という）」の変更に伴い、人口フレームの見直し（令和2年を基準年とし、その10年後である令和12年を目標年とする人口フレームの設定）を行ったが、この際、平成22年11月付け国土交通省発出文書「都市計画区域マスタープランの変更の際に区域区分を変更しない場合における区域区分の都市計画変更の要否について」に基づき、桑名都市計画の区域区分の変更（人口フレームの変更）は行っていない。

また、桑名都市計画においては、それ以降も区域区分の変更の機会がなかったことから、計画書の人口フレームについては、変更前の都市計画区域マスタープランに準ずるもの（平成22年を基準年とし、その10年後である令和2年を目標年とする人口フレームの設定）となっている。